

人事行政の運営等の状況の公表について

北千葉広域水道企業団職員の給与、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。
この公表は、人事行政の運営等の公平性と透明性を高めることを目的として、地方公務員法第58条の2及び北千葉広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定により実施するものです。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	R6	R5	増減	増減の理由
職 員 数	81 人	83 人	△ 2 人	退職等
[条例定数]	[98] 人	[98] 人	[0] 人	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数です。(休職及び育児休業の職員を除く。)

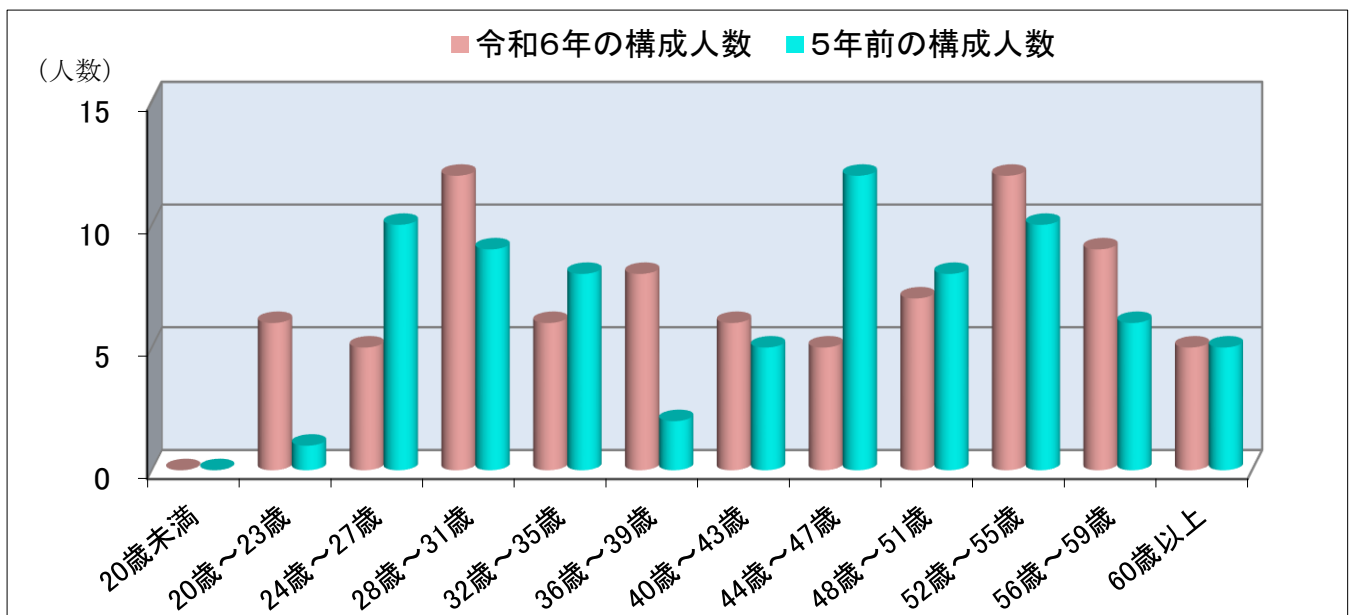
(2) 採用及び退職の状況(令和5年度: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

採用者数			退職者数			
新規採用	中途採用	合 計	自己都合退職	定年退職	その他	合 計
5 人	0 人	5 人	3 人	0 人	3 人	6 人

(3) 年齢別職員構成(令和6年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (R6)	人 -	人 6	人 5	人 12	人 6	人 8	人 6	人 5	人 7	人 12	人 9	人 5	人 81
構成比 (R6)	0%	7%	6%	15%	7%	10%	7%	6%	9%	15%	12%	6%	100%

(注) 職員数は、一般職に属する職員数です。(休職及び育児休業の職員を除く。)

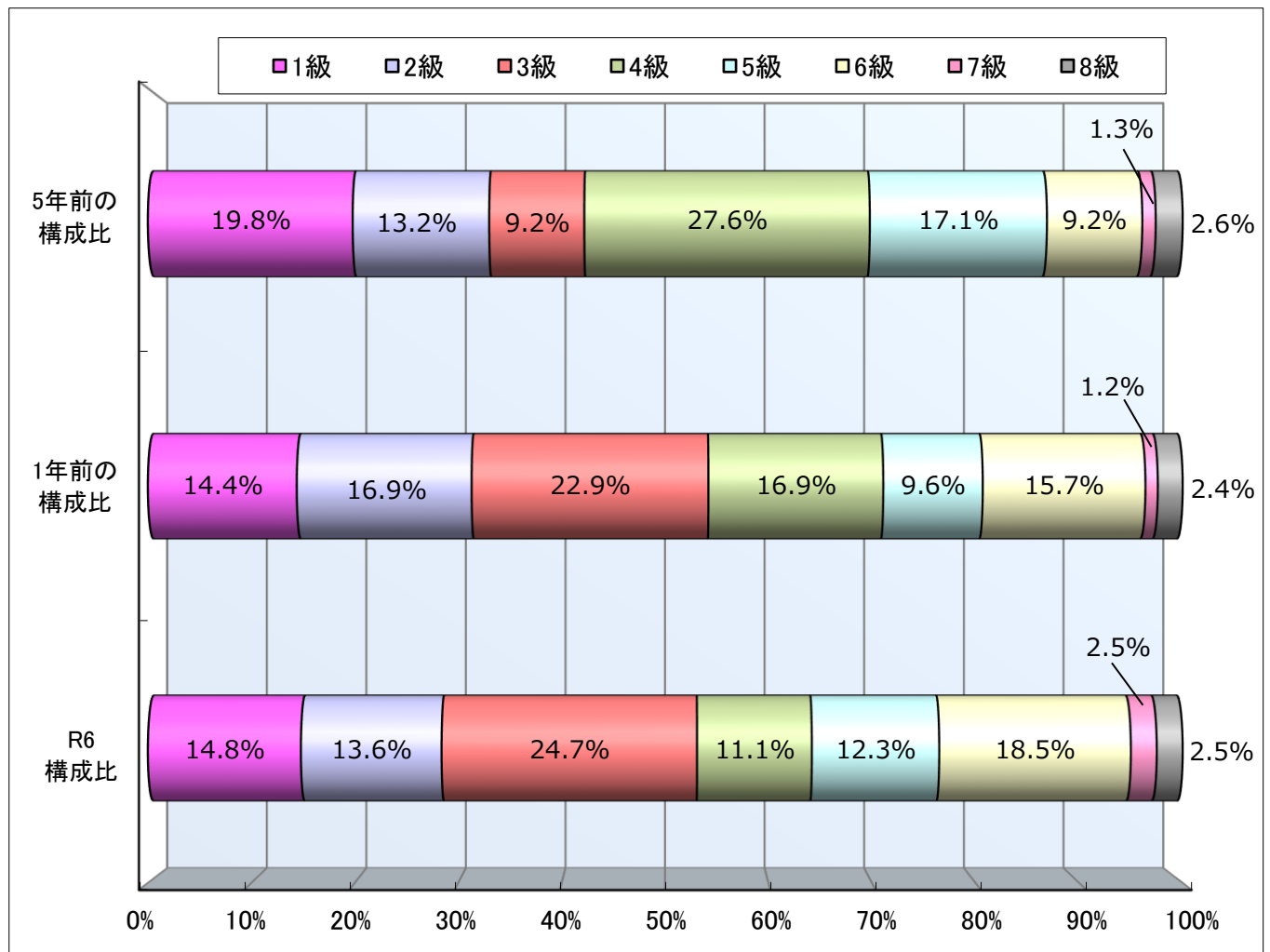


(4) 級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	R6構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
8級	部長・理事	2 人	2.5%	2.4%	2.6%
7級	次長・参事・技監	2 人	2.5%	1.2%	1.3%
6級	副参事・副技監・主幹	15 人	18.5%	15.7%	9.2%
5級	副主幹	10 人	12.3%	9.6%	17.1%
4級	主査	9 人	11.1%	16.9%	27.6%
3級	副主査	20 人	24.7%	22.9%	9.2%
2級	主事・技師	11 人	13.6%	16.9%	13.2%
1級	主事・技師	12 人	14.8%	14.4%	19.8%
計		81 人	100%	100%	100%

(注) 1.北千葉広域水道企業団職員の給与に関する規程に基づく給料表の級区分による職員数です。

2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



2. 職員の人事評価の状況(令和5年度)

評価期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
評価対象者	評価基準日(令和6年3月31日)に企業団に在職する職員
評価項目	【業績評価】 あらかじめ設定した業務目標の達成度を評価 【能力評価】 業務目標に取り組む職務遂行過程で発揮される能力の程度を評価

3. 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況(令和5年度決算)

(単位:千円)

総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
19,552,028	848,226	620,297	3.2%	3.6%

(注) 1.総費用は、事業費用と資本的支出のうち改良事業費、建設改良費の額です。

2.職員給与費は、一般職の職員給与費に法定福利費(共済組合負担金等)を含めた額です。

(単位:千円)

職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
79 人	301,627	78,583	132,036	512,246	6,484

(注) 1. 職員数は、一般職に属する職員数で令和6年3月31日現在の人数です。

2. 職員手当には退職手当を含んでいません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(一般職に属する職員:令和6年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
42歳8月	348,655円	527,776円

(注) 1. 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2. 平均月収額は、期末勤勉手当等を含みます。

(3) 一般職に属する職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給年額 (令和5年度)	1,671 千円
令和5年度支給割合	期末手当 2.45月分
	勤勉手当 2.05月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

② 退職手当

(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	退職前早期退職特例措置	なし
	退職時特別昇給	なし
1人当たり平均支給額 (令和5年度)	816 千円	

③ 地域手当

支給実績(令和5年度決算)	25,482千円
1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	322,554円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数(令和5年度末)
松戸市・流山市	8%	79名

④ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種
支給実績(令和5年度決算)	802千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	10,148円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度決算)	20.25%
手当の種類(手当数)	6 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	令和5年度支給実績
危険作業手当	技術職	高所、坑内、高電圧等の作業に従事する職員及び劇物の取扱作業に従事する職員	170円/日～450円/日	有
浄水等作業手当	技術職	取水場又は浄水場の運転に従事する交替制勤務職員が夜勤に従事したとき	1,200円/1回	有
活性炭注入作業手当	技術職	取水場又は浄水場において活性炭注入作業に従事する職員	210円/日	なし
夜間作業手当	技術職	夜間に現地にて工事及び漏水調査の監督等に従事する職員	320円/日	有
用地交渉作業手当	技術職	用地交渉作業に従事したとき	320円/日	なし
電気主任技術者手当	技術職	自家用電気工作物の電気主任技術者として選任された者	5,000円/月	有

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	16,050 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	255 千円
支給実績(令和4年度決算)	16,447 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	242 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む額です。

⑥ その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額(5年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員 職に応じて38,700円～83,000円を支給 ※派遣職員は、派遣元の手当額を支給	千円 10,265	円 641,550
扶養手当	○子 10,000円 16～22歳の子1人につき加算する額 5,000円 ○子以外の扶養親族 6,500円	千円 6,629	円 254,946
住居手当	○借家・借間居住者 (家賃16,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	千円 7,160	円 311,283
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 定期券は、6ヶ月定期等最も経済的なもの ○自動車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～54,300円を支給	千円 12,244	円 170,053
管理職員 特別勤務手当	○管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日、休日等又はそれ以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給	千円 56	円 3,500

(4) 特別職等の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分	報酬等月額	期末手当
企業長	720,000円	6月期 2.25月分 12月期 2.25月分 計 4.50月分
議 長	27,000円	
副議長	26,000円	
議 員	25,000円	

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(令和6年4月1日現在)

	勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
通常の日勤職員	1日当たり7時間45分 1週間当たり38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分 ～13時00分
その他の職員	1勤務当たり15時間30分	16時45分	翌日9時15分	1時間

(注) その他の職員は、浄水場の運転管理に従事する交替制勤務職員です。

(2) 休暇制度(令和6年4月1日現在)

① 有給休暇

休暇の種類	制度の概要	日数等
年次休暇	1年度につき最高20日付与される休暇 (20日を限度として翌年度に繰越すことが可能)	1年度につき20日
療養休暇	職員が任命権者の承認を得て負傷又は疾病のため療養する場合に、医師等の証明に基づき、必要最小限の期間について付与される休暇	90日 (結核性疾患の場合は1～3年)
特別休暇	職員が任命権者の承認を得て選挙権の行使、結婚、交通機関の事故その他の特別な事由により付与される休暇	必要と認める期間

② 無給休暇

種類	制度の概要	日数等
看護休暇	職員が任命権者の承認を得て負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の看護をするために付与される休暇	1年度につき180日
組合休暇	職員が任命権者の承認を得て労働組合の業務に従事する場合に付与される休暇	1年度につき30日

5. 職員の休業の状況

育児休業は、子どもが3歳に達する日まで取得できます(期間中無給)。部分休業は、子どもが小学校就学の始期に達するまで1日2時間の範囲内で取得できます(時間分減額)。

育児休業・部分休業の取得状況(一般職に属する職員: 令和5年度)

育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
2人	1人

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分(令和5年度)

分限処分は、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行われる処分で、公務能率の維持を目的としてなされます。処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

令和5年度は、心身の故障による休職処分が6件ありました。

(2) 懲戒処分(令和5年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

令和5年度の処分はありませんでした。

7. 職員のサービスの状況

年次有給休暇の取得状況(一般職に属する職員:令和5年度)

平均取得日数
14日1時間

8. 職員の退職管理の状況

退職管理の適正を確保するため、地方公務員法の一部改正(平成28年4月1日)が行われ、再就職者による現職職員への働きかけに対する規制等が導入されました。

法改正に合わせ、企業団では「職員の退職管理に関する条例」を制定し、再就職した企業団退職者に再就職状況の届出を義務付けるなどの措置を講じました。

9. 職員の研修の状況

市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)及び千葉県自治研修センターのほか、外部機関が実施する研修に参加しています。

令和5年度参加研修数	令和5年度参加者数(延人数)
69件	98人

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

地方職員共済組合及び千葉県職員互助会に加入し、職員の短期給付(医療関係等)・長期給付(年金関係)事業等の福利厚生事業の実施を委任しています。

(2) 公務災害補償制度

地方公務員法及び地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上等の災害による負傷・疾病等に対し、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

令和5年度の補償件数はありませんでした。

(3) 労働安全衛生

労働安全衛生法等に基づき、総括安全衛生管理者、健康管理者及び産業医等を選任し、職場における職員の安全と健康の確保に努めています。

また、令和5年度に実施した健康診断は以下のとおりです。

内 容	対 象 職 員	受診者数
定期健康診断	全職員	80
VDT作業従事職員健康診断	VDT作業に従事する職員	68
がん検診	希望する全職員(指定年齢以上)	27
特定業務従事者健康診断	水質業務及び深夜業務に従事する職員	24
破傷風接種	全職員(希望者)	8

(地方公務員法第42条、労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第45条関係)

(注) 受診者数は、一般職に属する職員の受診者数です。